

埼玉県建設工事情報共有システム実施要領

(目的)

第1条 本要領は、埼玉県県土整備部・都市整備部が発注する建設工事（営繕工事を除く）において、情報共有システムを実施するにあたり必要な事項を定め、工事施工中における受発注者間の業務の効率化を図ることを目的とするものである。

(用語の定義)

第2条 本要領における用語を以下の各号のとおり定める。

一 情報共有システム

公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

二 受注者

発注者と情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主に指す。なお、主任技術者等の関係者も情報の共有が可能である。

三 発注者

受注者と情報を相互に交換する立場にある監督員（総括監督員、担当監督員）を主に指す。なお、検査員及び発注課所の関係者も各種情報の共有が可能である。加えて「埼玉県発注者支援業務共通仕様書」に定める工事監督支援業務の受注者についても当該業務の監督支援期間中は各種情報の共有が可能である。

四 帳票

本要領における帳票とは、埼玉県土木工事共通仕様書で定義する「書面」をいう。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、通知の行為に必要な工事記録及びその添付資料のことをいう。

なお、情報共有システムによる工事記録等の発議・提出・受理などの処理を行うことで、紙への「署名・押印」と同等の処理を行うことが可能であることから、情報共有システムで処理した工事記録等も「書面」として認められる。紙と同等の原本性を担保するため、工事施工中においては工事記録等の変更履歴を記録し、工事完成後においては、情報共有システムから電子データを移管しても受発注者の「押印・署名」と同等の記録が各工事記録に記録されている必要がある。

(情報共有システムの対象)

第3条 対象は、埼玉県県土整備部・都市整備部が発注する全ての建設工事（営繕工事を除く）とする。

2 情報共有システム利用によって業務効率化が見込めないものは、受発注者間の協議のうえ対象外とすることができる。この場合は、対象外とした理由を工事記録で報告すること。

3 本要領は雑草刈払業務、排水機場点検業務等の土木施設維持管理業務委託に適用するこ

とができる。

- 4 第2項の規定においても、電子メール等を活用した情報共有を妨げるものではなく、第4条、第7条に規定する電子データによるやり取り、納品を積極的に行うこと。ただし、建設工事（営繕工事を除く）において、電子メール等、情報共有システムを利用しない場合は情報共有システムの利用実績としない。

（対象とする帳票）

- 第4条 情報共有システムで対象とする帳票は「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に定める「（別紙1-2）電子納品対象書類一覧兼着手時チェックシート」を参考に受発注者協議により決定すること。

（対象とする帳票の回議・承諾）

- 第5条 対象とする帳票の回議・承諾は、情報共有システム上で行うことを原則とする。
- 2 情報共有システムは最終版の書類を登録するものではなく、コメント機能等を活用することで、回議・承諾しながら受発注者間で確認や書類修正が可能となるので、これら機能を積極的に活用すること。

（検査）

- 第6条 情報共有システムで処理した帳票等は電子データを利用した検査（電子検査）を原則とするが、実施にあたっては、「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に定める「（別紙1-2）電子納品対象書類一覧兼着手時チェックシート」を参考に受発注者協議により決定すること。
- 2 検査にあたっては「埼玉県建設工事における遠隔検査の試行要領」に基づく遠隔検査を活用することができる。

（検査後の帳票等の納品）

- 第7条 情報共有システムで処理を行った帳票一式は、工事完成時に電子媒体（SDカード等）又は「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に定めるオンライン電子納品で納品するとともに、受注者は検査日の翌月まで、情報共有システムで帳票のダウンロードが可能な状態にしておくこと。

（情報共有システムの選定）

- 第8条 要領において使用できる情報共有システムは、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。
- 一 国土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.65）」を満たすもの（国土交通省Webページ「情報共有システム提供者における機能要件（工事Rev5.65）対応状況一覧表」参照）。
 - 二 第4条で定めた工事帳票について、埼玉県建設工事標準請負契約約款、埼玉県土木

工事共通仕様書及び埼玉県土木工事監督要綱等に基づく様式に対応可能なもの（対象様式は、別紙「（別紙1）電子納品対象書類一覧兼着手時チェックシート情報共有システム実施対象書類一覧表」参照）。ただし、様式の条番号、様式番号及び注意書きの内容又は有無、フォントの差異、罫線の種類については問わない。

三 LandXML、IFC、SFC形式を表示する機能を有するもの（変換表示可）。

四 検査日の翌月まで、情報共有システムで帳票のダウンロードが可能なもの。

五 システムの操作研修や相談窓口の利用が可能なもの。

2 使用する情報共有システムの選定にあたっては、前項の規定に基づき、受発注者間で協議し決定するものとする。なお、本協議に基づいて情報共有システムを利用する場合は、情報共有システムを用いて報告すること。

（情報共有システム利用に係る経費）

第9条 情報共有システムの利用に係る経費（登録料及び使用料）は、「埼玉県土木工事積算基準」に基づき共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれる。

（その他）

第10条 本要領に定めがない事項に関しては、「土木工事・業務等の情報共有システムの活用ガイドライン」（国土交通省）、「埼玉県土木工事書類スリム化ガイドライン」（埼玉県県土整備部建設管理課）を準用するほか、受発注者協議により定めるものとする。

附則

1 この要領は令和3年4月1日以降に公告する工事から適用する。

附則

- 1 この要領は令和4年4月1日以降に公告する工事から適用する。
- 2 埼玉県県土整備部情報共有システム試行要領（令和3年4月1日施行）は廃止する。
- 3 前項の規定に関わらず、令和4年3月31日までに公告したものについては、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は令和5年4月1日以降に公告する工事から適用する。
- 2 前項の規定に関わらず、令和5年3月31日までに公告したものについては、なお従前の例による。

附則

1 この要領は令和6年4月1日以降に公告する工事から適用する。

- 2 前項の規定に関わらず、令和6年3月31日までに公告したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和6年4月1日以降に工事情報共有システムを利用する工事から適用する。

附 則

- 1 この要領は令和6年10月1日以降に公告する工事から適用する。なお、特記仕様書、公告文記載例は廃止する。
- 2 前項の規定に関わらず、令和6年9月30日までに公告したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和7年4月1日以降に公告する工事から適用する。
- 2 前項の規定に関わらず、令和7年3月31日までに公告したものについては、受発注者間で協議を行い、合意を得た場合、適用することができる。